

燃料電池バス・トラック導入促進補助事業補助金（バス導入費支援）公募要領

この要領は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、環境部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）等に定めるもののほか、要綱第 22 条第 1 項に基づき、燃料電池バス・トラック導入促進補助事業補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

第 1 条 要綱及び本要領における用語の定義

(1) 「燃料電池バス」

車両に搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない車両であって、乗車定員 11 人以上の車両

(2) 「リース契約」

燃料電池バスの貸主が、当該燃料電池バスの借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池バスを使用収益する権利を与え、借主は、貸主に対し、当該燃料電池バスの使用料を支払う契約

(3) 「リース事業者」

リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたもの（以下「リース契約等」という。）に基づき、燃料電池バスの貸付等を行う者

第 2 条 募集期間

- 1 この補助事業の募集期間は、令和 7 年 4 月 28 日（月）から令和 8 年 2 月 6 日（金）までとする。ただし、申請額が予算の上限に達しなかった場合は、追加募集を行うことがある。
- 2 申請額の合計が予算の範囲を超える等の場合は、提出された申請内容により、県が審査を行い、予算の範囲内で交付決定を行う。
なお、審査内容及び審査項目は非公表とする。

第 3 条 補助事業の対象となる者

県内に使用の本拠を置く燃料電池バスを導入する次に掲げる者のうち、国（環境省）の「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）」（以下「国補助」という。）の対象となる者（国で定める目標（目安）等に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している事業者）で、国補助の交付決定を受けた者に限る。

- (1) 特定旅客自動車運送事業者に自らが所有又は使用するバス車両を貸与のうえ、旅客運送を委託する学校法人又は企業等
- (2) 旅客自動車運送事業の分社等により、自らが 50%を超える出資比率によって設立した子会社たる旅客自動車運送事業者に、自らが所有するバス車両を貸与する者
- (3) バス車両を事業の用に供する者
- (4) バス車両の貸渡し（リース）を業とする者
（(1)、(3) 及び (5) に貸し渡す者に限る。）
- (5) 地方公共団体
- (6) その他知事が認める者

第4条 補助事業の対象となる経費

補助金の交付対象となる経費は、補助対象バスの車両本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。ただし、オプション等の諸費用は含まない。

第5条 補助金の額

補助事業の対象となる経費から国補助金を除いた額の1/2（上限25,000千円）ただし、千円未満の端数があるときは、事業者ごとにこれを切り捨てるものとする。

第6条 補助金活用の掲示

本補助金の交付を受けて導入した燃料電池バスには、補助金の交付を受けた旨を標識等により掲示しなければならない。

本補助金の交付申請にあたっては、掲示案（デザイン及び掲示場所、サイズ、素材、固定方法等）を作成し、県に提出すること。

第7条 交付決定前の事前着手

- 1 要綱第4条の規定による交付決定の前に事業に着手する必要がある場合は、事前着手承認申請書（別紙様式4）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を事前着手承認通知書（別紙様式5）により当該申請者に通知するものとし、事前着手承認申請書に記載の着手予定年月日以降に発生した経費（当該年度中に発生したものに限り。）についても補助事業の対象とするものとする。ただし、事前着手承認通知をもって、本補助金の交付が決定するものではない。

第8条 交付申請に必要な書類

交付申請に必要な書類は次のとおりとする。

	提出書類	様式
申請書	補助金交付申請書	要綱様式第1号 別記 収支予算書
	誓約書※	要綱様式第1号の2 誓約書（暴排条例）
（添付書類）		
1	補助対象事業の概要〔予定〕	別紙様式1 燃料電池バス用
2	車両本体価格が明記されている見積書、見積内訳書等【写し】	
3	導入予定車両の仕様書、カタログ等【写し】	
4	国補助の交付決定通知書【写し】	
5	登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書【写し】 （発行から3カ月以内のもの）※	

6	〈リース事業者の場合のみ提出〉 リース料金の算定根拠明細書	
7	消費税及び地方消費税の取扱いについて〔報告〕	別紙様式 2
8	その他知事が必要と認める書類	

※リース契約等を行う場合、リース事業者とリース予定先事業者の両方が必要。
地方公共団体は提出不要。

第 9 条 実績報告に必要な書類

実績報告に必要な書類は、次のとおりとする。

	提出書類	様式
報告書	補助事業実績報告書	要綱様式第 8 号 別記 収支決算書
(添付書類)		
1	補助対象事業の概要〔確定〕	別紙様式 3 燃料電池バス用
2	購入又はリースに係る契約を示す書類【写し】	
3	領収書等の支払が確認できる書類【写し】	
4	導入車両の自動車検査証及び自動車検査証記録事項【写し】	
5	国補助の交付額確定通知書【写し】	
6	〈リース事業者の場合のみ提出〉 自動車賃貸契約書【写し】	
7	〈リース事業者の場合のみ提出。ただし、補助金の交付申請の際に添付したものから変更がない場合は不要〉 リース料金の算定根拠明細書	
8	その他知事が必要と認める書類	

附則

- この公募要領は、令和 7 年 4 月 28 日から施行する。
- 当該補助金の交付決定に係る必要な手続及びその他の行為は、この公募要領の施行の日前においても、この公募要領の規定の例によりすることができる。